

重要！！

犬、猫を飼っている方へ(犬猫販売業者以外)

令和4年6月1日から犬猫へのマイクロチップ装着に関する新制度がスタートしました。



マイクロチップは外れることのない確実な身元証明になります。

改正動物愛護管理法で**努力義務**に！！

所有する犬、猫にマイクロチップを装着していない場合は、以下の手順を参考に早めに装着するようにしましょう。

①動物病院にて、マイクロチップを装着し『マイクロチップ装着証明書』を発行してもらいます。(チップの装着費用等は動物病院により異なります。)



動物病院でマイクロチップの装着



獣医師からマイクロチップ装着証明書が発行されます。

注:装着後は、30日以内の登録が必要です。

②指定登録機関(公益社団法人日本獣医師会)に登録申請します。
(申請手数料:郵送の場合1,000円、Webの場合300円)

※犬と猫のマイクロチップ情報登録サイトはこちら

→ <https://reg.mc.env.go.jp/>



AIPOとはちがいます。

公益社団法人 日本獣医師会
コールセンター 03-6384-5320



手続き完了後、登録証明書が発行されます。

③指定登録機関から登録証明書が送られてくるので大切に保管してください。

※Webで申請した場合は、電子メールで証明書が届きます。

※登録証明書には、変更などの手続きに必要な暗証記号が記載されています。取扱いに注意しましょう。